

## 総合教育会議を傍聴される方へ

総合教育会議を傍聴される方は、教育総務課に申出し、許可を受けてくださるようお願いいたします。また、許可を受けられた方（「傍聴人」）は、次の事項を遵守してください。

なお、総合教育会議の傍聴については、瑞浪市教育委員会傍聴人規則の規定を準用し、傍聴をお断りする場合があります。ご不明な点は、事務局（教育総務課）にお尋ねください。

### 記

#### 【遵守する事項】

##### ○許可について

教育委員会の会議を傍聴しようとする方は、自己の氏名、住所、職業、その他教育長の必要と認める事項を告げて教育長の許可を受けてください。

別紙に住所、氏名、職業を記入して事務局に提出してください。

##### ○傍聴の不許可について

次の各号の一に当たると認められる者は、傍聴を許可されません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他、委員長において傍聴を不相当と認める者

##### ○傍聴人の数の制限について

教育長が会議の運営上必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することがあります。

##### ○遵守事項について

傍聴人は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

##### ○傍聴人の退場について

傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければなりません。

##### ○その他

- ・携帯電話その他の電子機器は電源を切るなど議事の妨げにならないような措置を講じてください。
- ・上記のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければなりません。